

～ 厚生年金基金制度の見直し ～ 代行割れ基金の円滑な解散に向けて

厚生年金基金に加入している中小企業・小規模事業者のみなさまへ

厚生年金基金制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、代行割れの早期解決を図るため、**特例的な解散制度の導入**等が行われました。

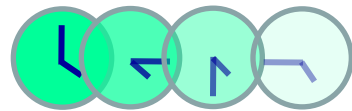
※代行割れ基金が、法施行後(平成26年4月1日)5年以内に解散する場合、一定の要件を満たす場合は、特例解散を選択可。
「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)
特例解散を選択する事業主と厚生年金基金は、厚生労働大臣に申請の上で、承認を受ける必要があります。

分割納付(納付猶予)の特例

◇ 最低責任準備金の分割納付の期間の延長

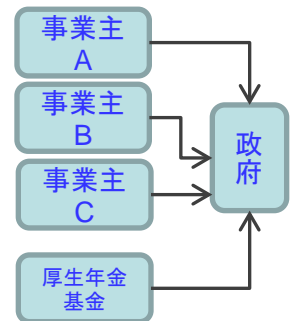
これまでの最長15年から**最長30年**になりました

※最低責任準備金…厚生年金基金が解散・代行返上した場合に国に移換すべき額



◇ 分割納付の際の事業者間の連帯債務外し

・**基金の解散時に各事業所の債務を確定**し、**各事業所が直接政府に不足額を納付**する仕組みになりました



◇ 分割納付の際の利息の固定金利化

・分割納付の加算金が、これまでの厚生年金本体の運用実績連動(変動金利)から、**解散時の10年利付き国債の利回りで固定**になりました



※参考：平成26年9月の10年利付き国債金利 0.509

詳しくは各地方厚生(支)局の保険年金担当課へ

北海道厚生局保険年金課 (011-709-2311)

近畿厚生局年金課 (06-4791-7314)

東北厚生局年金管理課 (022-208-5330)

中国四国厚生局保険年金課 (082-223-8244)

関東信越厚生局年金課 (048-740-0782)

四国厚生支局保険年金課 (087-851-9562)

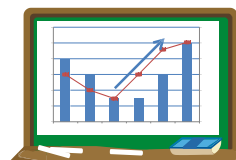
東海北陸厚生局保険年金課 (052-959-2062)

九州厚生局保険年金課 (092-432-6783)

関連制度における取り扱い

◇ 金融検査マニュアルにおける債務者区分の判断について

- 金融機関は、積立不足額の納付に伴う一時的な損失のみをもって債務者区分を判断するのではなく、**企業の総合的な返済能力に基づき債務者区分を判断する**、とされています
- 企業の返済能力に問題がある場合であっても、企業の経営改善の見込み等を勘案しつつ、金融機関等が、「**合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画***」を策定支援し、その結果、同計画が策定されている企業については、債務者区分を「破綻懸念先」等と判断するのではなく、「要注意先」と判断して差し支えない（一般債務者区分のままでよい）、とされています



※詳しくは以下の金融庁のウェブサイト資料を参照してください

 <http://www.fsa.go.jp/news/24/ginkou/20120904-1/01.pdf>

 **金融庁**

 <http://www.fsa.go.jp/>

* 「合理的かつ実現可能性の高い経営改善計画」の策定については、中小企業庁で行っている経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用することができます。詳しくは以下の中小企業庁のウェブサイト参照してください

 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html>



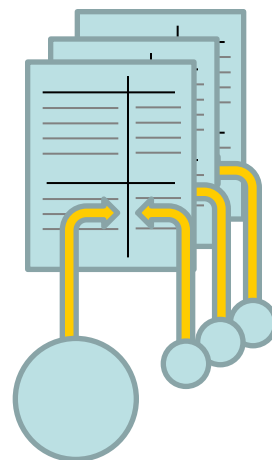
 <http://www.chusho.meti.go.jp/>



 <https://www.mirasapo.jp/>

◇ 最低責任準備金の分割納付における税務上の取り扱いについて

- 納付計画に従い徴収金を分割納付する場合、初年度に一括して損金計上する方法（原則）と、**実際に納付した額をその事業年度において損金計上**する方法（その他の取り扱い）が選択できます
- 実際の税務上の処理については、関係法令及び関係指針等に従って行うようお願いいたします



※詳しくは以下の厚生労働省のウェブサイト資料を参照してください

 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/04.pdf>